

北九州市 児童福祉施設等 第三者評価結果票

1 施設・事業所の概要

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 事業者名（法人名） | 北九州市 |
| (2) 事業所名 | 新門司保育所 |
| (3) 設立年月日 | 昭和53年 4月 |
| (4) 定員 | 70 名 |
| (5) 所在地 | 門司区吉志一丁目31-1 |
| (6) 電話番号 | 093-481-3900 |

2 評価実施日

平成29年11月1日

3 評価実施者

北九州市（北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会）

4 評価結果

総合評価

保育所は、新門司港にあるフェリー発着所に近く、昔からの住宅街と新興住宅街が混在する中にあります。周辺は、山や川、森など自然に恵まれており、子どもたちが自然を満喫できるよう散歩を多く取り入れています。地域の様々な施設と交流し、地域の保育所として根付いています。

I 子どもの発達援助

保育課程は保育理念や保育方針に基づき、地域の実態や保護者の意向を考慮し編成され、見直しも行われています。指導計画は、子どもの年齢に応じた発達や生活リズムに配慮し作成され、3歳未満児や特に配慮を要する子どもの個別指導計画は、一人一人の実態等に即して作成されています。保育の記録は、北九州市保育帳票検討会作成の帳票を利用し継続的に記録されています。健康管理年間計画に基づき、日頃から健康対策に取り組んでいます。嘱託医と連携を取り、感染症マニュアルも整備され保護者に情報提供しています。乳幼児健診や予防接種の受診状況一覧表を作成しています。気候の良い時に戸外で食事を楽しむなどの工夫も見られ、クッキング活動が食育年間計画に位置付けられています。保育所の室内外は、定期的に清掃され清潔に保たれています。保育室は子どもの季節感のある作品や季節の植物を飾る等して、温かい雰囲気作りに努め、保育士が子どもに対して分かりやすい温かな言葉で穏やかに話しかけていました。基本的な生活習慣が確立できるよう一人一人の発達に合わせた保育が行われています。戸外では様々な集団遊びを楽しんでいました。遊具は、子どもの発達を考慮して選定されていました。年間通じて、地域交流センターと交流したり、伝承話を保育に取り入れる等、地域に愛着が持てる取り組みがされています。

ゴミゼロの日への参加等、環境問題に関心が持てるようにしています。読み聞かせした絵本を保育室に展示、貸し出し、絵本だよりの配布を通して保護者に読み聞かせの大切さを知らせています。年齢に応じた当番活動は、子どもが自発的な気持ちを持って行っています。異年齢交流は年間計画を立て行っています。朝の集まりで、発表や当番活動で挨拶・人数報告等の機会を設け、聞く・話す力が育まれています。

4、5歳児の保育室には、玩具名のひらがな表示等、日常生活や遊びの中で言葉の獲得や文字への関心が持てるようにしています。子どもの主体性を大切に、態度や服装、遊び方等に性差への先入観による固定的な対応をしないようにしています。乳児保育は、子どもの状況に応じて保育しています。SIDS防止のため5分間チェックを行い記録しています。延長保育は遊びのコーナーが設置され、ゆったりした雰囲気の中で過ごしています。

II 子育て支援

保護者との連絡は、3歳未満児は個人連絡ノート、3歳以上児はクラスノートで行われています。クラス懇談、個人面談が年に1回開催され、行事等も日程調整がしやすいように年度当初、保護者に伝えています。保護者会が組織化され、協力体制も整っています。配慮を要する子どもについては、職員会議等で情報を交換し、早期発見に努めています。児童虐待に関する研修に参加し、関係機関との対応、連携体制が整っています。

III 地域の住民や関係機関等との連携

地域の関係機関等からの情報は、掲示、整理され自由に持ち帰れます。地域交流センターの会議や様々な行事、地域活動に参加し地域の一員として連携した取り組みがされています。保幼小連絡会が設置され、交流が年間計画に基づき実施されています。小学校と中学校の担当教員が毎月来所し、情報交換により連携が図られています。教員による保育士体験や他保育所職員の保育参観・保育参加も行われています。

IV 運営管理

保育理念・基本方針は明文化され、掲示されています。中・長期計画も職員に周知されています。全職員で保育の質の向上や改善について検討しています。保護者の意向を把握、分析検討し、結果は保護者に報告しています。職員の研修機会を確保しています。守秘義務の遵守については、職員倫理規定に明文化され、周知しています。保護者、地域住民に対しても分かりやすく情報提供を行っています。事故防止や災害、食中毒などのマニュアル(チェックリスト)が整備され、職員に周知されています。

評価対象ごとの評価（概要）

I 子どもの発達援助

一人一人の子どもの状況に配慮した保育が展開されているか、保育にふさわしい環境が整っているかなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
発達援助の基本	<p>計画・記録 保育課程は、保育理念や保育方針に基づき地域の実態や保護者の意向を考慮し編成され、全職員に周知し、年度末に見直しが行われています。指導計画は、子どもの年齢に応じた発達や生活リズムに配慮し作成されています。3歳未満児や特に配慮を要する子どもの個別指導計画は一人一人の子どもの実態等に即して作成されています。保育の記録は北九州市保育帳票検討会作成の帳票を利用し継続的に記録されています。</p> <p>会議 ケース会議で検討した内容は記録され、指導計画に取り入れられ保育実践に活かされています。</p>
健康管理・食事	<p>健康管理 健康診断の結果等は、保護者及び職員に伝達しています。乳幼児健診や予防接種の受診状況一覧表を作成しています。</p> <p>感染症 感染症マニュアルが整備され、発生時は嘱託医や関係機関と連携を取り、掲示板等で発生状況を保護者に知らせています。</p> <p>食事 医師の診断書を基に四者会議（保護者、所長、担任、調理員）を行い個人記録簿に記載されています。食の情報やレシピを掲載した食育だよりを定期的に配布しています。給食調理員がクラスを巡回し食事の状況を記録し、気候の良い時に戸外で食事を楽しんだり、バイキング形式で食事をしたりなど工夫しています。クッキング活動が食育年間計画に位置付けられカレー作りや芋焼きを行っています。</p>
保育環境・保育内容	<p>保育環境 保育所は、各種の清掃チェック表を作成し、定期的に清掃され清潔に保たれています。保育室は子どもの季節感のある作品の掲示や季節の植物を飾る等して、温かい雰囲気作りになっています。</p> <p>保育内容 保育士が子どもに対して分かりやすい温かな言葉で穏やかに話しかけ、子どもの目の高さで子どもの話を聞いています。基本的な生活習慣が確立できるよう一人一人の発達に合わせた支援が行われています。就学前の時期を捉え、警察官を招いて交通ルールなど安全指導を実施していました。戸外では様々な集団遊びを楽しんでいます。玩具・遊具の選定は子どもの発達を考慮して選定しています。年間通じての地域交流センターとの交流や、地域の伝承話を保育に取り入れる等、地域に愛着が持てるような取り組みがされています。ゴミゼロの日への参加等、環境問題に関心が持てるようにしています。読み聞かせした絵本を保育室に展示、貸し出し、絵本だよりの配布を通して読み聞かせの大切さを保護者に知らせています。年齢に応じた当番活動を子どもが自発的な気持ちを持って行っています。異年齢交流は年間計画を立て、指導計画に盛り込まれています。朝の集まりでの発表や当番活動で挨拶・伝言・人数報告等の機会を設け、聞く・話す力が育まれています。4、5歳児の保育室には、玩具名のひらがな表示等、日常生活や遊びの中で言葉の獲得や文字への関心が持てるようにしています。乳児保育は、連絡帳等で保護者と連携をとりながら、子どもの状況に応じて保育しています。SIDS防止のため5分間チェックを行い記録しています。</p> <p>人権・性差 子どもの人権に関する研修は年間計画に位置づけられ、「すくすくだより」を発行しています。子どもの主体性を大切にして、態度や服装、遊び方等に性差への先入観による固定的な対応をしないようにしています。</p> <p>延長保育・障害児保育 延長保育は4歳児クラスを利用し、遊びのコーナーが設置された場でゆったりとした雰囲気の中で過ごしています。</p>

II 子育て支援

子育てに関する保育所と保護者との相互理解や、地域における子育て支援の取り組みなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
入所児童の保護者 の育児支援	<p>保護者との関係・虐待</p> <p>保護者との連絡は、3歳未満児は個人連絡ノート、3歳以上児はクラスノートで行われ、クラス懇談、個人面談が年に1回開催されています。行事等の日程も、年度当初保護者に知らされ、日程調整がし易いよう配慮が見られます。保護者会が組織化され協力体制も整っています。子ども一人一人に対して受け入れ時の視診や着替えの際に日頃と変わったことはないかなどチェックが行われ、配慮を要する子どもについては、職員会議等で情報を交換し、早期発見に努めています。児童虐待に関する研修に参加し、関係機関との対応、連携体制が整っています。</p>
地域の子育て 支援	<p>地域支援・一時保育</p> <p>未就園児親子を対象に年間5回「なかよし保育」を企画し、遊戯室や園庭が開放、図書の貸し出しや子育て相談にも応じています。地域の子育て支援に積極的に取り組み、育児講座や講演会も定期的で開催されています。子育て支援についての情報は屋外掲示板や新門司地域交流センター広報誌を利用して行っています。</p>

III 地域住民や関係機関等との連携

地域の最も身近な児童福祉施設としての役割を果たしているか、関係機関等との連携を図っているかなどを評価したものです。

関・団体との連携 地域の住民や関係機 関	<p>地域での役割・その他機関との連携</p> <p>地域の関係機関等からの情報は、玄関付近や廊下に掲示、整理され自由に持ち帰れます。必要な情報は、各家庭に配布されています。中学校区の会議や地域交流センター主催の会議に参加し、情報交換を行っています。様々な行事や地域活動に参加し、地域の一員として連携した取り組みがなされています。保幼小連絡会が設置され、子どもや職員の交流が年間計画に基づき実施されています。小学校と中学校の担当教員が毎月来所し、情報の交換や共有も行われています。教員による保育士体験も実施や他保育所職員の保育参観・保育参加も行われています。行事開催にあたっては近隣への迷惑に配慮し事前に理解と協力をお願いや保護者へも注意を呼びかけています。</p>
実習・ポ ン	<p>実習等の受入</p> <p>受け入れは担当者が決められ、関係する研修にも参加しています。実習生や保育体験、ボランティアそれぞれの受け入れに対して作成された文書を基に意義や方針、注意事項等の説明をしています。保護者、職員に周知、理解されています。実習等の期間中は、担任が個別に対応する時間を設け、全体反省会も実施されています。</p>

IV 運営管理

保育に関する基本方針等が策定されているか、職員研修などの取り組みがなされているかなど、組織としての運営管理を評価したものです。

組織運営 基本方針	<p>理念・方針</p> <p>保育理念・基本方針は明文化され、掲示されています。保育所の概況を区役所保健福祉課を通して公開しています。中・長期計画は、平成27年度、初めて作成され職員にも周知されています。</p> <p>保育の質の向上・研修</p> <p>自己評価等の機会を通して提案、意見などを集約し、全職員で保育の質の向上や改善について検討しています。苦情については全職員に周知し、解決策を検討しています。行事後にアンケートや聞き取りにより保護者の意向を把握、分析検討し、結果は保護者に報告しています。職員の研修機会を確保し、希望、受講歴等を考慮し偏りのないよう参加者を決めています。参加後は研修報告書を作成、職員が閲覧できるようファイリングしています。研修成果を評価し、研修計画に反映されています。</p>
安全・衛生管理 情報提供 守秘義務の遵守	<p>守秘義務・情報・安全</p> <p>守秘義務の遵守については、職員倫理規定に明文化され、年2回、職員会議で確認、周知しています。「保育所のしおり」が作成され、保護者や希望者には説明の上、配布されています。保育所だよりや給食だより等も毎月発行され、保護者に分かりやすく情報を伝える工夫がなされています。保育の様子や行事などについて、保育所内外の掲示板やポスターなどで、地域住民に対しても分かりやすく情報提供を行っています。見学者も常時受け入れ、子育ての情報誌等を配布したり、保育方法などを分かりやすく説明したりしています。事故防止や災害、食中毒などのマニュアル(チェックリスト)が整備され、職員に周知されています。様々な実地訓練や職場内研修がなされています。トイレなどの衛生管理も適正に行われています。</p>